

「木場の窓から見えるもの(元外交官の視点)」

弊社理事 石井正文(元駐インドネシア日本国大使)による
気になる海外情報を原則第2、第4木曜日に配信しています。

第74回: 国際司法制度の限界(ICCはネタニエフに逮捕状請求) 2024年6月27日配信

■国際司法制度の「公平な」適用は、安定的国際環境構築のための最後の砦で、大変に重要。

その意味で、今回国際刑事裁判所(ICC)のカーン検察官がハマスのみならずネタニエフ首相を含むイスラエル側関係者に対する逮捕状を請求したことの意味は大きい(米国はICCを批判しているが、欧州諸国はICCに黙示的支持を与えている。)

■一方、国際司法制度には限界が多い。まず、国際司法裁判所(ICJ)の事例。

- ・南アは、イスラエルがラファでジェノサイドを行っているとしてその即時停止を求めてICJに持ち込んだ。
- ・5月24日ICJは、イスラエルに対しラファ軍事侵攻の即時停止を命じる暫定措置命令を発出したが、イスラエルは拒絶し空爆を続行している。

■ICJは国連の「主要な司法機関」で国連加盟国が当事国であり、イスラエルもウクライナもロシアも当事国だというのが強み。

- ・但し、ICJが裁判を行うには、原則当事国双方(原告・被告共)がその都度ICJの管轄権(その案件をICJが扱う権限)を受け入れる必要がある。

イスラエルはICJ加盟国だが今回の事例については当然管轄権を受け入れないだろう。

- ・それでなぜ今回ICJが判決できたかと言えば、南アフリカがジェノサイドの認定を求めたからだ。

南アもイスラエルもジェノサイド条約締約国だが、同条約には、条約の適用・解釈に係る紛争については、ICJで裁くとの条項がある。

- ・これを根拠に、南アは提訴し、イスラエルは管轄権を認めざるを得なかったのだ。

(ジェノサイド条約を受け入れることとセットで、条約の適用・解釈に関するICJの管轄権を予め受け入れた。)

- ・最近このような条項を持つ条約が増えてきている。例えば、海洋法条約は、独自の司法手続きを内包しており、この手続開始と判決の拘束力については、締約国は海洋法を締結した時点で自動的に受け入れていることになっている。

暫く前にフィリピンが南シナ海の問題で海洋法上の仲裁裁判を求め、中国はこれを否定し、プロセスに参加しなかったが、制度上、それでも結果は中国を拘束することになっている。

- ・これは、国際司法制度の管轄権に関する限界を緩和しようとする試みだ。



■ICJのもう一つの限界は、個人の犯罪を裁くことが出来ないことだ。そこで国際刑事裁判所(ICC)が出てくる。

・プーチン大統領の戦争犯罪や今回のネタニエフ首相他の個人の戦争犯罪を論じるためにはICJではなくICCに持ち込む必要がある。ICCは、国際社会全体の関心事である「最も重大な犯罪」を犯した「個人」を国際法に基づき訴追・処罰するための常設国際刑事裁判機関で、ハーグにある。

ただ、イスラエルも、ロシアもウクライナも米国も加入していない(日本は加入している。)

・取り扱える「最も重大な罪」とは①集団殺害犯罪(ジェノサイド)、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪、④侵略犯罪の4つだが、ガザとの関係があるのは、②と③だ。

* ①ジェノサイドとは、集団の全部または一部を破壊する意図を持った殺害などを言い、認定のハードルは高い。

* ④侵略犯罪は、ICCを設立したローマ協定には無く、後で改正により追加されたもので、国家指導者等による侵略行為計画・準備・開始・実行をいう。これが適用されるには、当事国双方がICC締約国かつ侵略犯罪に係る改正規定受諾国か、安保理が付託の場合のみだが、今回はロシアが拒否権を使うので適用は無理だろう。

・実際ICCは、昨年3月17日、戦争犯罪(子供の不法な送還・移送)についてプーチン大統領に逮捕状を発行しているが、これは極めて例外的だ。

* まず、管轄権については、ICCは非加盟国であっても当事者のどちらかがICCの管轄権を受け入れれば手続きを進めることができるので、何とかなる。提訴は加盟国であれば誰でもできる(日本も提訴している。)

* 一方、逮捕状発出には戦争犯罪の認定が必要で、更に、プーチン又はネタニエフを逮捕するには彼らがその犯罪実施に直接関与していたことを示す必要がある。

* プーチンの場合は、子供の不法な送還・移送は一部子供の帰還で明らかだったし、その実施を命ずるプーチン大統領の大統領令が存在していた。同様のことが、ネタニエフについて可能かどうかは分からない。

・ただ、仮に逮捕状が発出されても、問題は、ICCもICJも判決に拘束力はあるが、実施を強制する手段が無いことだ。

* しかし、ICCは被疑者の逮捕について加盟国の協力を要請できる。

* 従って、逮捕状が発出されれば、ネタニエフはICC加盟国には行きにくくなる。

* プーチンが昨年の南アフリカ(ICC加盟国)でのBRICS首脳会議に出席しなかったのは、これが理由だ(実際は、逮捕・不逮捕の判断を迫られたくない南アがプーチンに訪問中止を要請したのだろう。)

・そして、最後に残るのは「主権免除」という国際慣習法上の一般原則だ。

* 主権そのものを体現するような各国元首、首相、外相は、外国では不逮捕特権が一般的に認められている。

* これは、戦争が合法だった過去に、最終的停戦交渉は外相⇒首相⇒元首が行う必要があり、その際戦争相手国で逮捕される可能性があれば、交渉自体出来なかったから、という实际的考慮から、慣習国際法化したものだ。

* 特に、プーチンやネタニエフの場合は、主権免除以前に色々な考慮から加盟国も逮捕に二の足を踏むだろう。世の中、それほど簡単では無いのだ。

以上

りそな総合研究所 理事 石井正文